

特集

## 結婚と部落差別

——通婚と結婚差別の趨勢——

内田 龍史

### 要 約

本稿は、各種の調査データから通婚と結婚差別の趨勢に関する分析を行う。その結果、通婚は一貫して増加しているものの、結婚差別体験の割合は少なくとも減少していないか、もしくは増加しつつあることが明らかとなる。一見逆説的に見えるこうした結果は、通婚率は「構造的な差別」、結婚差別体験は「行為としての差別」に焦点を定めており、両者は同じ結婚差別を分析する指標であっても異なる位相にあるという理由による。今後、具体的な結婚差別のありようを追究し、それを乗り越えるための条件を把握することを目指すならば、「行為としての差別」研究が重要となる。

### はじめに——結婚と部落差別

結婚差別は部落差別のなかでも最も厳しいとされてきた。部落解放研究所がとりまとめた差別事件年表（部落解放研究所編、一九九〇…一九九二）によれば、差別事件

として明らかになったものだけではあるが、部落出身者がどのような結婚差別を受けてきたのか、その一端を垣間見ることができる。そして現在も、差別事件としては明らかにってはいないものの、結婚差別に苦しんでいる人々が存在することは間違いないだろう。

しかし、極めて重要な問題であるにもかかわらず、結

婚差別に関する研究はそれほど多くはない。その代表例といえば、同和地区生活実態調査によって明らかにされるような、部落―部落外の結婚の組み合わせである通婚の変動に関する研究と、どのくらいの人たちが結婚差別を体験しているのか、その被差別体験率を把握する研究であり、結婚差別の内実にまで踏み込んだ研究は近年のいくつかの研究 (Mizunura, 1999: 中村, 二〇〇〇…大阪府, 二〇〇一…齋藤, 二〇〇二…二〇〇三…内田, 二〇〇三a) を除けばほとんどなかったのである。しかも、結婚差別をめぐる現状認識は、通婚率 (結婚経験のあるカップル全体に占める、一方が同和地区生まれ、他方が同和地区外生まれのカップルの割合) の増加によって差別は解消しつつあるという見解と、一定層が差別を経験していることから結婚差別は根強く存在しているという見解にわかれており、一致は見られない。ただし、多くの場合、結婚差別はなくなりつつあるという前提は共有されているように思われる。

本稿は、結婚差別の現状を把握し、今後の展望を占うために、各種の調査データから得られる通婚率や結婚差別体験率を用い、通婚と結婚差別の趨勢に関する分析を行う。そこから導かれる結論は、多くの人にとって意外なものであるかもしれない。結論を先取りして言えば、

差別解消の指標として用いられてきた通婚は一貫して増加しているものの、結婚差別体験の割合は少なくとも減少していない、あるいは増加しつつあるということである。つまり、通婚率と結婚差別体験率は同じ差別の現実をあらわすデータではあるものの、通婚率は「構造的な差別」に、結婚差別体験率は「行為としての差別」に焦点を定めており、同じ結婚差別を分析する指標ではあっても、両者は異なる位相にあるのである。

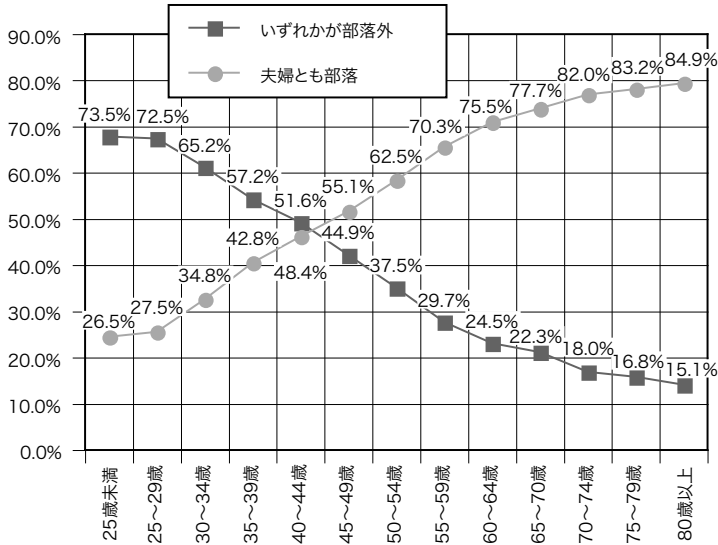
## 一 通婚の増加

### 1 通婚率上昇

部落マイノリティと部落外マジョリティとの通婚については、戦前から現在に至るまで長期にわたって、主に行政によって調査が行われてきた。このことは、結婚差別が部落問題のなかでも深刻な問題として認識されてきたことのあらわれである。

すでに多く研究が指摘しているように、通婚が増加していることは明らかである。ここでは、杉之原寿一の検討にならって、その傾向を確認しよう。一九一九年一月末現在の『内務省調査報告書』では、部落マイノリティ

図1 夫の年齢別通婚率の変化



[部落解放研究所編、1997：137] より作成

の結婚一万五〇五八件のうち、通婚は四五四件、わずかに三・〇％にすぎなかったが、以降は増加傾向にある（杉之原、一九六八）。通婚率は、一九五一年八・二％、一九六三年一・八％、一九八五年三・三％と漸次増加しており、一九九三年には三六・六％まで上昇している（杉之原、一九九七）。総務庁による一九九三年調査の結果から、夫の年齢階級別に見た夫婦の組み合わせを見ると、若年になるほど通婚が増加していることがわかる（図1）。

## 2 通婚の増加要因

通婚増加の要因のひとつは、あからさまな忌避意識の減少であろう。かつてのイエ本位的な結婚が一般的な状況においては、家柄は結婚相手を決定する際の大きな要素となっており、マジヨリテイにとって部落出身者との結婚は否定されて当然だという価値観を持つ人が大多数を占めていた。しかし現在では、結婚相手の選択の条件として、家柄の意味合いは低下し、かわって本人の性格などが重視される傾向にある。このような状況において、部落出身者を忌避する意味は、旧民法下の戦前などと比較すれば、相対的に薄れつつあるように思われる<sup>3)</sup>。

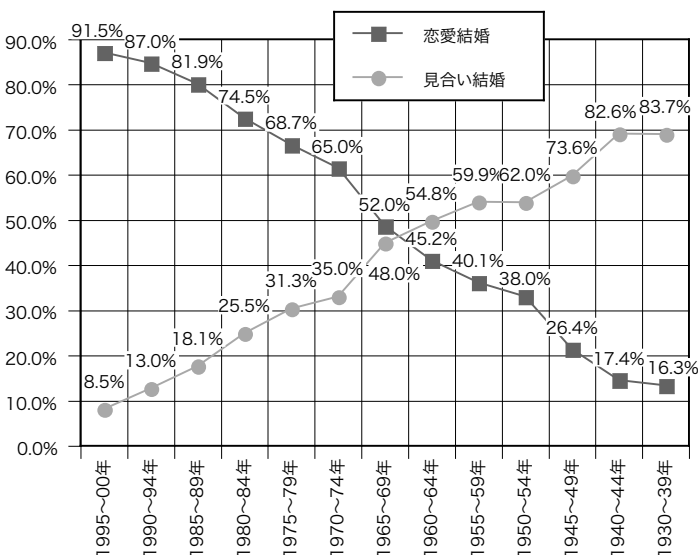
しかし、通婚増加の主たる要因は、意識の変化という

よりも、マクロな社会変動にともなう見合い結婚から恋愛結婚への結婚形態の変化や、部落の就労構造の変化(階層の上昇)の方が大きいと考えられる。忌避意識が低下したから結婚形態が変化したのではなく、これらの社会変動が生じたから忌避意識が減少したと考える方が妥当であろう。これらの要因によって、部落マイノリティと部落外マジョリティとの、通婚に至る可能性を秘めた出会いのチャンスが増大したのである。

結婚形態に関しては、周知の通り、一貫して恋愛結婚が増加し、見合結婚が減少している。実は、通婚と部落内婚、見合結婚と見合結婚の構成推移は近似している(図1、図2)。しかも、見合結婚と恋愛結婚の割合、部落内婚と通婚の割合が交差し、逆転しつつあるのは、およそ高度経済成長期だと推測可能である。高度経済成長期には、農村から都市への人口の流入、地域移動を伴う都市化、小家族化、核家族化、個人化の進展など、マクロな社会変動が起こった。これらの変動は、それまでの基準からすれば結婚の相手としては考えられなかった、地域的にも階層的にも異なる「他者」との出会いのチャンスを増大させたと推測できる。

そうした社会変動が、姫岡勲(二九七六)が指摘したような共同体主義(ムラ本位)的婚姻から家族主義(イ

図2 恋愛結婚・見合結婚の割合の変化



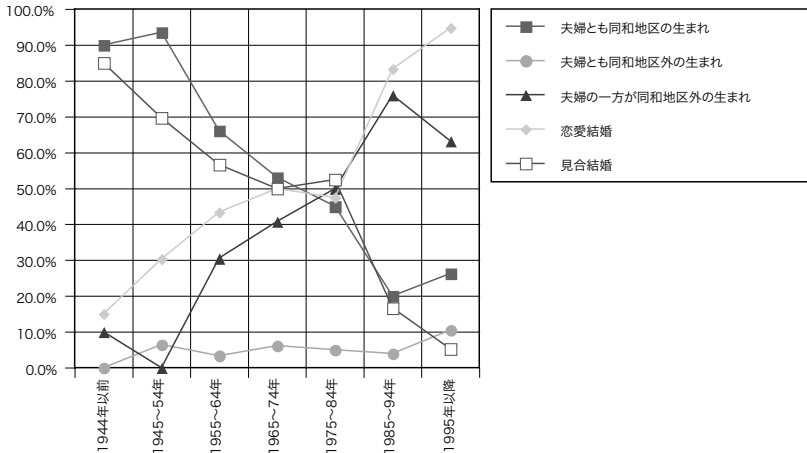
[国立社会保障・人口問題研究所、1998・2000] より作成

エ本位) 的婚姻、個人主義(個人本位) 的婚姻へと結婚のあり方の変容をもたらした。つまり、親や親族のコントロールのもとに行われる結婚から本人どうしの同意に基づく結婚へと変化したのである。イエ本位的な見合結婚は、そもそも部落どうし、部落外どうしの結婚を前提としており、それ以外にも多様な「他者」との結婚のチャンスを未然に防ぐ機能を果たしていたのである。

そうした趨勢を確認するために、筆者を含む研究グループが行った三重県名張市における同和地区生活実態調査(名張市、二〇〇四)では、部落―部落外カップルの組み合わせと同時に、見合結婚であるか恋愛結婚であるか、その結婚形態も問うている。図3から、「見合結婚」と「夫婦とも同和地区の生まれ」の変化と、「恋愛結婚」と「夫婦のいずれかが同和地区外の生まれ」の変化が近似していることがわかる。やはり、通婚率の増加は、マクロな結婚形態の変動に付随して生じたと解釈することができよう。

ただし、現実には家族主義的な婚姻は現在でも色濃く残っていることに注意が必要である。完全に個人主義的な婚姻であれば、パートナーどうしの合意のみがあれば成立し、親の承認もいらぬはずであるが、親の承認をとりつける行為は現代でも一般的に行われている。部落

図3 名張市同和地区における通婚率と結婚形態の変化



[名張市、二〇〇四] より作成

問題に限らず、その際には親が子の結婚に介入することも少なくない。こうした介入は、結婚差別を生じさせる大きな要因となっている。

続いて、部落の就労構造の変化について検討しよう。石元清英（一九九九）は大阪市の部落を事例として、一九六〇年代の高度経済成長の本格化・若年労働力不足の深刻化により、部落においても若年層（とりわけ新規学卒者）を中心に安定的な職業に就く者が増えはじめ、職業の多様化と全体（平均）との格差の縮小が進んだと指摘する。

実は、恋愛結婚カップルの出会いのきっかけとして最も頻度の高いものは職場での出会いであった（厚生省人口問題研究所、一九八八）。職場での出会いは、特に男性については（部落出身であることを除いて）経済的な安定などを保障することになる。高度経済成長による部落マイノリティの職業の多様化や経済的な安定（階層の上昇）は、部落外マイノリティとの結婚に至るような出会いのチャンスを増大させたと考えられる。

ここで、部落出身者が部落外マイノリティと結婚するチャンスが構造的に制約されているという状況を「差別」と呼ぶならば、こうした社会変動にもなって構造的な「差別」は解消しつつあると言えるだろう。すなわち、

通婚率の上昇は、構造的「差別」の解消傾向を意味しているのである。

## 二 結婚差別体験

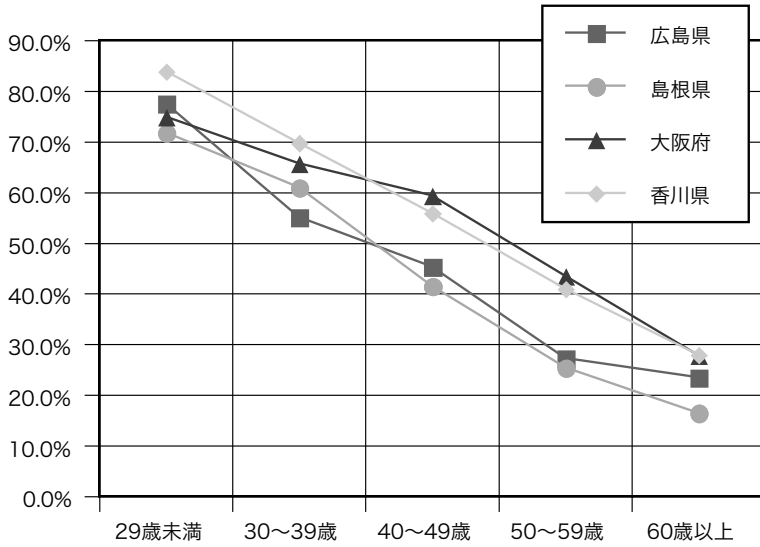
差別解消の指標として用いられてきた通婚率が上昇している一方で、逆説的ではあるが、結婚差別体験率も上昇しているか、もしくは大きな変化は見られないのである。

### 1 各地の調査結果から

杉之原（一九九三）は、広島県（一九九〇）、島根県（一九九〇）、大阪府（一九九二）、香川県（一九九二）など、各種府県調査の通婚率を検討し、通婚率が上昇していることから差別が減少しつつあることを示唆した。図4は、全カップルのうち、通婚カップルの割合を、夫の年齢別に示したものである。確かに、どの調査結果を見ても通婚率は上昇している。

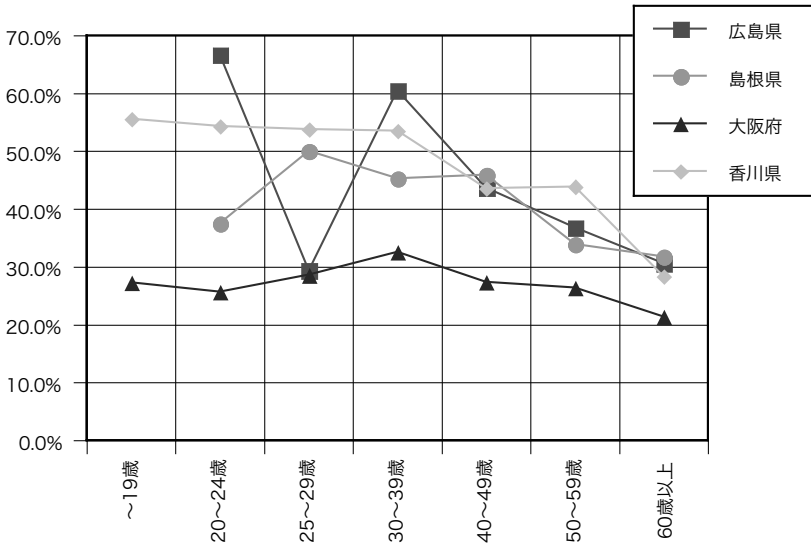
では、結婚差別体験の状況はどうなのだろうか。図5は、同じ調査報告書を用い、通婚カップルのうち、結婚時の反対の有無について「反対があった」とする割合を、夫の年齢別に集計したものである。結婚の際に反対にあ

図4 夫の年齢別通婚カップルの割合



\* 広島県（1990）・島根県（1990）・大阪府（1991）・香川県（1992）より作成。

図5 夫の年齢別結婚の際の反対経験



\* 広島県（1990）・島根県（1990）・大阪府（1991）・香川県（1992）より作成。

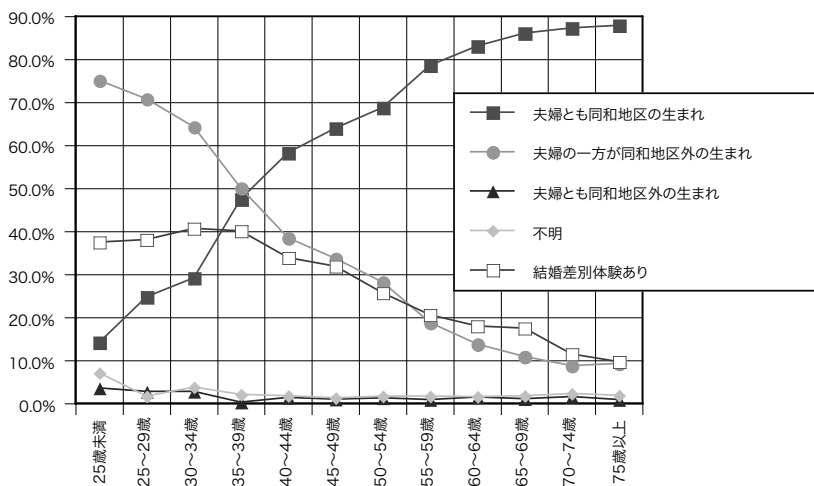
った割合は年代ごとにほとんど変わらないか、むしろ高齢層の方が反対されていないという結果となっていることが読み取れる。

近年のデータとして、鳥取県（鳥取県部落解放研究所、二〇〇三）を検討してみよう（図6）。この調査は、結婚差別体験（人権侵害）については通婚カップルではなく世帯主およびそれにかわる人を対象としており、通婚と結婚差別体験の全体傾向をうかがい知ることができ。

図6から読みとれることは、四〇歳代まではおおむね若年になるほど結婚差別体験の割合が高くなっており、かつその割合が「夫婦の一方が同和地区外の生まれ」と対応していることである。つまり、通婚率の上昇とともに結婚に関する結婚差別体験の割合も上昇している。

四〇歳未満では、通婚率は上昇しているが、結婚差別体験の割合が四割前後と一定になっている。ただしこの調査は通婚カップルだけでなく、まだ結婚が視野に入っていない層や、部落どうしで結婚している層が総数として含まれていることにも注意が必要である。ともあれ、世帯主および世帯主にかわるものを対象とした調査であるため、若年層の絶対数は少ないものの、結婚差別を経験している層は四割で安定している状況は深刻なものとして受けとめられるべきであろう。

図6 夫の年齢別結婚の際の反対経験



\* 鳥取県部落解放研究所（2003）より作成



これらの検討から、通婚率が増加している、つまり、構造的な「差別」が減少しているからといって、差別をする／差別を受けるという、行為としての結婚差別が解消しつつあるとは言えないことは明らかであろう。

## 2 結婚差別シミュレーション

以上の検討から明らかとなった傾向をまとめると、さまざまな社会変動にともなう、結婚に至るまでのチャンスの増大が通婚の増大をもたらし、さらには結婚差別体験の増加をもたらしたとする仮説を提起できる。ここで、結婚差別に出会う確率についてシミュレートしてみよう。

部落マイノリティと部落外マジョリティの人口構成比はかなり不均衡である。部落マイノリティの総人口を厳密に把握することはできないが、一つの目安として同和関係人口を用いてみよう。一九九三年の総務庁調査によれば、同和関係人口は八九万二七五一人であり、日本国内に居住する人の一％にすら満たない。とすれば、部落マイノリティ個人が部落外マジョリティと何らかの相互作用を行う割合はかなり多く、逆に部落外マジョリティ個人が部落マイノリティと相互作用を行う割合はかなり少ないと想定できる。

そのような状況で、仮に一定の割合で部落マイノリティに対して差別する部落外マジョリティが存在するとしてよい。特定の部落マイノリティ個人は、部落外マジョリティに会えば会うほど差別する人に出会わない確率が減っていくので、相対的に差別する人に出会う確率が増えていく。ここで、以下のようなシミュレーションをしてみよう。部落外マジョリティの一割<sup>④</sup>が結婚差別をするという前提で、仮にある部落出身者を固定し、その出身者が部落外マジョリティn人に出会ったとすると、結婚差別を受ける確率は $\frac{1}{n} \times 100\%$ となる。パートナー当人のみあれば一〇％、パートナーの親が二人いたとすれば、計三人と出会うことから、その確率は二七・一％となる。パートナーを含めその家族親族が一〇人いるとすれば、その確率は六五・一％にまで跳ね上がる。

このように、数の上で圧倒的にマイノリティである部落出身者の立場から見れば、たとえ部落外マジョリティのたった一割が差別するとしても、部落外マジョリティとの関係性が広がれば広がるほど、差別に遭遇する機会が増えることになる。部落出身者が部落外のパートナーと出会い、その後、パートナーの家族関係・親族関係へと関係性が拡大するにつれて、結婚差別に遭遇する可能性は広がっていく。差別する人の割合が少ないとしても、

そうした人々を放置するわけにはいかないのは明白である。部落問題とは差別問題であると同時に、マイノリティであるということによってもたらされる問題でもあることを見逃してはならない。

### 三 通婚率の増加⇨差別解消？

では、そもそも通婚率の増加は差別解消の指標と言えるのだろうか。そうでもあり、そうではないとも言える。前述したように、部落外マジョリティとの結婚に至るような出会いのチャンスが構造的に制約されているとし、そうした構造的な制約を「差別」と呼ぶならば、差別解消の指標としてとらえることは可能であろう。しかし、結婚差別体験率によって把握されるように、部落出身者が実際に結婚に反対されるなどの差別する／されるといふ行為を「差別」と呼ぶならば、「差別」行為そのものは決して減少しているわけではない。

また、それとは異なる文脈として、通婚率の増加を差別解消の指標として読み取ることは、結果として部落出身者どうしの結婚は望ましくなく、通婚が望ましいことという価値観をのびこませることになる。お互いに認め合い、結婚しようとする二人が部落出身者どうしであ

るからといって、そのことを非難することは誰にもできないはずなのだが。

もちろん、通婚率の研究は、対象となる当該社会における社会変動をとらえる上で重要であることは疑いない。しかし、行為としての差別的解消を目的とするならば、問題とすべきは通婚率ではなく、行為としての結婚差別と社会構造・規範との関係、そしてその変動との関連にこそ注目する必要がある。それは、通婚に至るプロセスを丹念に研究することによって明らかとなるだろう。

### 四 結婚差別の克服に向けて

そもそも部落マイノリティと部落外マジョリティの結婚に際し、差別を生じさせる社会構造や規範とは何か。それは、配偶者選択の理論として当然のこのように考えられてきた、自分が所属する集団の外から配偶者を選択することを禁じる「内婚原理」や、配偶者選択の際にできるだけ類似した傾向を求める「同類婚原理」といった、配偶者選択の原理とそれに伴う規範にはかならない（内田、二〇〇三b）。つまり、これら配偶者選択の原理に照らし合わせた場合、部落外マジョリティが内婚原理

や同類婚原理に対する規範を強く内面化している限りは、部落マイノリティとの通婚は忌避されるべきものとなる。

ここで重要な点は、「内婚原理」「同類婚原理」に関して、何をもって内婚なのか、何をもって同類婚なのかは、マートン (Merton, 1941) が指摘するように当該社会における社会構造・規範との関連によって決定づけられる、ということである。つまり、多様な他者との出会い・婚姻関係を積極的に祝福するような価値や規範を生み出してゆくことができれば、結婚規範それ自体を変革していくことも不可能ではない。「内婚原理」「同類婚原理」を所与とせず、それがもたらす忌避・差別の現実を直視し、「あたりまえの結婚」を相対化する試みは、結婚差別を克服するひとつの道筋となるのではなからうか。

### おわりに

本稿は、通婚率と、結婚に関する差別体験の割合が、「差別」研究において異なる位相にあることを明らかにした。しかし、社会構造・規範、社会変動との関連を明らかにし、結婚差別の内実についての研究を豊富化する試みは、いまだ緒に就いたばかりである。具体的には、

Mizumura (1999) が指摘した個々の部落それぞれの地域性との関係、中村清二(二〇〇〇)が指摘したジェンダーとの関連や、部落マイノリティに対する肯定的／否定的態度の形成要因を明らかにすることが、当面求められるであろう。それらの研究を積み重ねることによって、現代における、部落外マジョリティの部落マイノリティとの結婚を妨げる諸規範を明らかにし、その変革の可能性を探ることができらるだろう。紙幅の都合上詳しくは紹介できないが、通婚カップルの事例をもとにした結婚差別の具体的な乗り越え方についての分析は、内田(二〇〇四)を参照されたい。

なお、本稿は、部落―部落外の結婚差別を中心に検討を行ったが、結婚差別は部落マイノリティだけを対象にして生じるものではない。「日本社会」においてマジョリティによって「異質」とみなされる様々なマイノリティには、程度の違いはあれ生じている問題である。それぞれのマイノリティに生じる結婚差別事象に関する分析を積み重ねることは、結婚制度というシステムに潜む「日本社会」におけるマイノリティ排除の構造・規範を、明らかにする可能性を秘めている。

## 参考文献

- 部落解放研究所編、一九九〇『部落差別事件年表 戦前編』。  
 部落解放研究所編、一九九二『部落差別事件年表 戦後編』。  
 部落解放研究所編、一九九七『図説今日の部落差別第三版 各地の実態調査結果より』解放出版社。  
 姫岡勤、一九七六『婚姻の概念と類型』大橋薫・増田光吉編『改訂家族社会学』川島書店、五九～八三頁。  
 広島県、一九九〇『同和地区住民生活実態調査統計表』。  
 石元清英、一九九九『大阪市の部落における実態変化—人口・世帯・住宅・職業を中心に』部落解放・人権研究所編『変容する部落—多様化のなかの差別』解放出版社、一～三四頁。  
 四頁。  
 香川県同和問題実態調査推進委員会編、一九九二『香川県同和地区実態調査報告書』。  
 国立社会保障・人口問題研究所、一九九八『第一一回出生動向基本調査—結婚と出産に関する全国調査』夫婦調査の結果概要』。  
 国立社会保障・人口問題研究所、二〇〇三『第一二回出生動向基本調査—結婚と出産に関する全国調査』夫婦調査の結果概要』。  
 厚生省人口問題研究所、一九八八『第九次出産力調査—日本人の結婚と出産』。
- Merton, K., 1941 "Intermarriage and the Social Structure: Fact and Theory", *Psychiatry*, 4 (August): 361-374.  
 Mizumura, Ayako, 1999 "Intermarriage in Contemporary Japan: The Case of Burakumin and Non-Burakumin".  
 名張市、二〇〇四『名張市同和地区生活実態調査』。  
 名張市、二〇〇五『人権問題に関する名張市民意識調査報告書』。  
 中村清二、二〇〇〇『結婚に現れる部落問題・人権意識調査の結果について(中間報告)』部落解放研究(部落解放・人権研究所) 一三三号、六八～八七頁。  
 大阪府、一九九一『同和对策事業対策地域住民生活実態調査統計表大阪府同和地区実態調査第二分冊』。  
 大阪府企画調整部人権室編、二〇〇一『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書(被差別体験調査)』。  
 齋藤直子、二〇〇二『結婚差別のゆくえ、大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』調査結果から』『人権問題研究』(大阪市立大学人権問題研究センター)二号、九一～一〇三頁。  
 齋藤直子、二〇〇三『部落出身者に対する結婚の容認をめぐる相互作用—大阪府二〇〇〇年調査から』『部落解放研究』(部落解放・人権研究所) 一四六号、六一～七六頁。  
 島根県、一九九〇『島根県同和地区実態調査統計表』。

杉之原寿一、一九六八「婚姻と部落差別」『研究』神戸大学文学会 四一、三二一～三五頁。

杉之原寿一、一九九三『部落問題解決の到達段階 全国自治体の実態調査結果』部落問題研究所。

杉之原寿一、一九九七「総務庁・全国部落調査結果にみる実態と変化」『杉之原寿一・部落問題著作集（第一六巻）部落の現状調査研究二』部落問題研究所、三九七～四八二頁。

鳥取県部落解放研究所、二〇〇三『人権の確立をめざしてー同和地区実態把握等調査から』。

内田龍史、二〇〇三a「部落マイノリティー部落外マジヨリテイの通婚にみる結合ー分離要因の事例分析」部落解放・人権研究所編『部落マイノリティ（出身者）に対する結婚忌避・差別に関する分析』二三～四四頁。

内田龍史、二〇〇三b「結婚差別のメカニズム 結婚忌避・差別はなぜ起こるのか？」部落解放・人権研究所、同、一～二二頁。

内田龍史、二〇〇四「結婚差別の乗り越え方」部落解放・人権研究所編『結婚差別の現状と啓発への示唆』三六～七三頁。

## 注

(1) ここで、本稿で検討するデータの限界について、述べておく。今回検討するデータの出所は、全て「同和地区」に居住する人を対象にした調査である。すなわち、行政によって指定されなかった被差別部落（未指定地区）や、「同和地区」を離れた部落マイノリティの状況をつかむことはできない。また、それぞれの「同和地区」にはそれぞれの地域性があり、その人口構成、立地条件、被差別のありようなどが多様であることに留意が必要である。

(2) ここで「部落マイノリティ」と表現することの含意は、集団間関係として部落差別を捉えたいということである。なぜなら、部落差別は部落出身者（あるいはそう見なされる）集団に対する差別だからである。

(3) ただし、家柄の意味がなくなれば結婚差別がなくなる、というわけではない。現在の結婚差別は、家族への愛着・愛情にもとづく近代的な〈家族意識〉を重視する「幸せな結婚イデオロギー」によって生じていると考えられるからである。「幸せな結婚イデオロギー」の弊害については内田（二〇〇三b）を参照。

(4) 一割という数値は、実際にはあまりにも低く見積もりすぎている。調査方法やワーディングによって異なるが、

各種の意識調査によれば、子どももの結婚相手が部落出身者であった場合に「反対する」など明白に忌避的態度をとる割合は、おおむね二割〜三割程度は見られるからだ（名張市、二〇〇五）。